

高知県公報

発行

高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号

発行日

毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	1

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月28日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

高知県公安委員会規則第9号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「最高速度」を「最高速度（道路標識等によりその最高速度が指定されている道路において、当該最高速度が令第11条及び第27条に規定する最高速度を超える場合を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。